平成２１年（フ）第２１１１号
札幌市豊平区月寒東５条６丁目２番10号　エクセレンス５・６―101号、申立時の住所札幌市白石区菊水７条３丁目４番７号
債務者　吉村　道裕
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１２号
札幌市豊平区月寒東５条６丁目２番10号　エクセレンス５・６―101号、申立時の住所札幌市白石区菊水７条３丁目４番７号
債務者　吉村　千彰
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２４号
札幌市東区伏古１条５丁目１番１―205号
債務者　横山　智晃（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３０号
札幌市豊平区月寒中央通４丁目４番30―1003号
債務者　菅　まなぶ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３３号
札幌市東区東苗穂８条３丁目３番41号　パルテール83―202号
債務者　三浦　秀太
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９０号
札幌市清田区清田２条２丁目11番13号　山本コーポＤ号
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７８６号
札幌市白石区平和通５丁目北２番11号
債務者　中村　祐治
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３４号
札幌市中央区南19条西８丁目２番30―602号
債務者　寺嶋沙恵子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３３号
札幌市中央区北６条西11丁目25番地１　セントラル６―203号
債務者　近藤　勝美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３６号
札幌市手稲区前田７条10丁目６番７号
債務者　中村　剛昌
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１０号
札幌市豊平区西岡３条10丁目11番15号　コーポタネカワ205号
債務者　野呂　隆弘
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０１８号
札幌市西区発寒14条２丁目８番８号　第２共同401号
債務者　斎木　光恵
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２４号
札幌市北区新川５条４丁目２番15号
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０２９号
札幌市東区北42条東１丁目２番６号　ロイヤル東麻生403号
債務者　林　　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６９号
札幌市北区北28条西２丁目３番３号　シャトー山田101号
債務者　伊田　嘉子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０８号
札幌市北区新琴似１条８丁目６番15号
債務者　神山さち子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７１号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番１―603号
債務者　松島　雅彦
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部